

## 第3章 建築物の解体等における飛散防止対策

### 1. 本章のねらい

本章においては、建築物の解体、改造・補修における石綿の飛散防止の徹底を図るため、第2章で記述した大気汚染防止法の規定内容を踏まえ、実際の現場において適正な石綿飛散防止対策を講じるに当たっての留意点等を、作業の流れに沿って示す。

### 2. 用語の定義

本章に関連する共通する用語の意味は次のとおりである。なお、石綿は「アスベスト」と記されることがあるが、本章では、日本工業規格(JIS)、他のマニュアルの引用等を除き、「石綿」と表記する。

#### 「石綿含有吹付け材」

第2章に記載している大気汚染防止法施行令における法律用語「吹付け石綿」と同じ意味である。1質量%を超えて石綿を含有している吹付け材には、図表2-1の建築材料の具体例に示した吹付け石綿も含まれ、その用語で本章を記載すると、誤解される可能性もあるため、本章では、「石綿含有吹付け材」とした。

#### 「保温材等」

本章で「保温材等」との記載がある場合は、石綿含有吹付け材を除く石綿を1質量%を超えて含有する保温材、断熱材、耐火被覆材のことを意味する。

#### 「石綿含有吹付け材等」

本章では、「石綿含有吹付け材」及び「保温材等」のことを意味し、法律用語「特定建築材料」と同じ意味である。

#### 「施工区画」

本章で使用する「施工区画」とは、施工されている石綿含有吹付け材等を直接除去する作業区域(場所)、前室、廃棄物置場、資機材置場等、除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事に直接、間接に関係する区画をいう。

#### 「作業場」

本章で使用する「作業場」とは、施工されている石綿含有吹付け材等の除去等(封じ込め、囲い込みを含む。)を行う作業区域(場所)をいう。

#### 「隔離シート」

作業場を隔離するために使用するプラスチック等のシートで、壁は厚み0.08mm以上、床は厚み0.15mm以上のもので、作業場と他の場所を確実に隔離できるもの。また、隔離用シートを用いた場合、集じん・排気装置(負圧・除じん装置ともいう。)を使用すること。

#### 「養生シート」

隔離シートと異なり、石綿粉じん、石綿の塊などが作業場以外の周辺に飛散または散乱等を防ぐために使用するプラスチック等のシートである。厚みは特に規定していないが、簡単に破れるようなものを使用してはならない。

「薬液等」

薬液等には、薬液・薬剤と水が該当する。薬液には、石綿含有吹付け材等の除去に際して、石綿粉じんの飛散を抑制するために使用する粉じん飛散抑制剤と、石綿含有吹付け材等の除去した施工部位等から石綿粉じんの飛散を防止するための粉じん飛散防止処理剤がある。後者の粉じん飛散防止処理剤は封じ込め処理工事の薬液にも使用される。

「高性能真空掃除機」

石綿粉じんの捕集率が HEPA フィルタと同等の性能を有する真空掃除機のことをいう。

「散水設備」

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事において発生する石綿粉じんの飛散を抑制するための設備で、散水のために必要な水圧、適切なノズルを備えたもの。

「特別管理産業廃棄物」

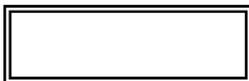
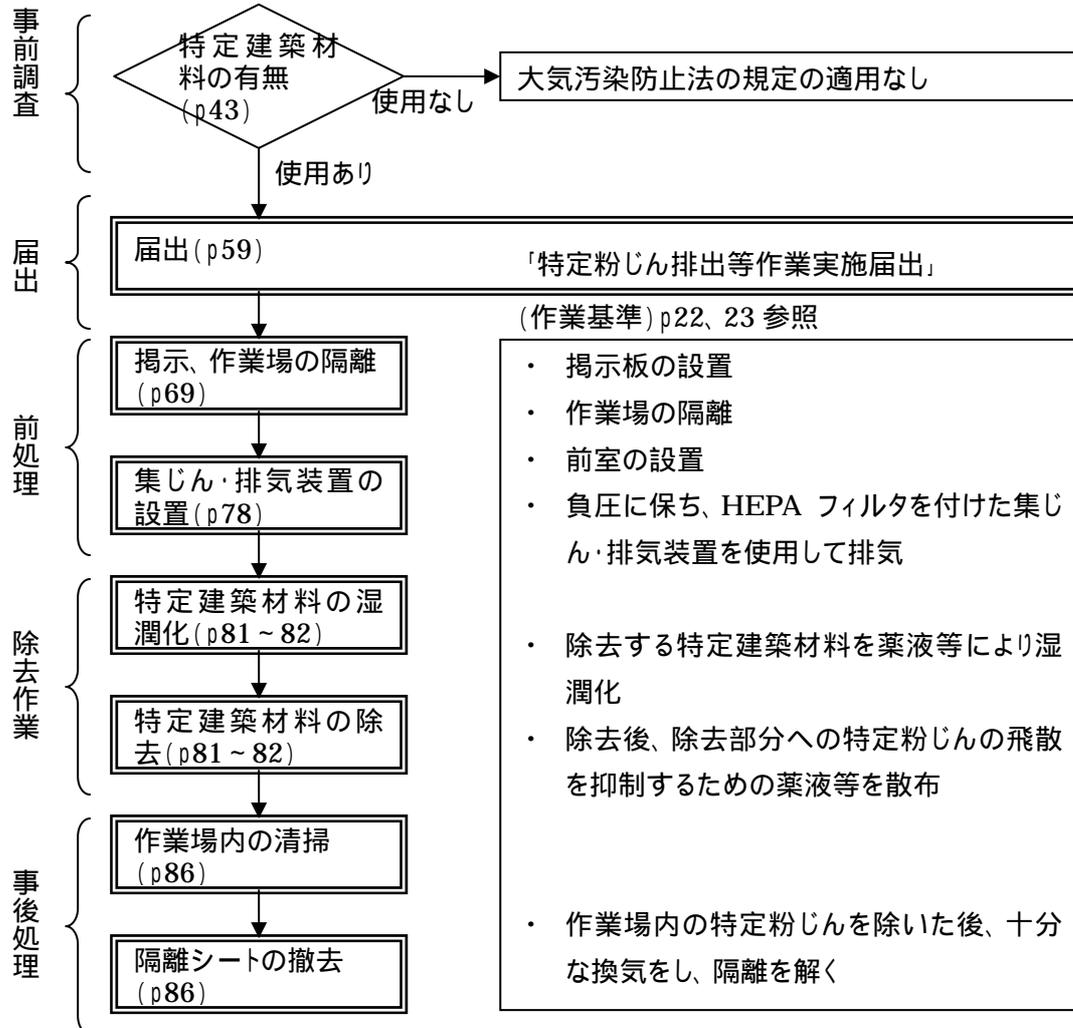
石綿含有廃棄物のうち、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有断熱材及び石綿含有耐火被覆材の除去に伴い発生する石綿含有廃棄物、隔離用シート等は、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」に位置づけられ、溶融処理又は管理型最終処分場で埋立処分を行う必要がある。

### 3. 作業の一般的手順

特定建築材料の除去・封じ込め・囲い込み(以下「除去等」という)を行う場合の一般的手順は以下の通りである。

#### 3.1 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破碎により除去等を行う場合

〔解体〕

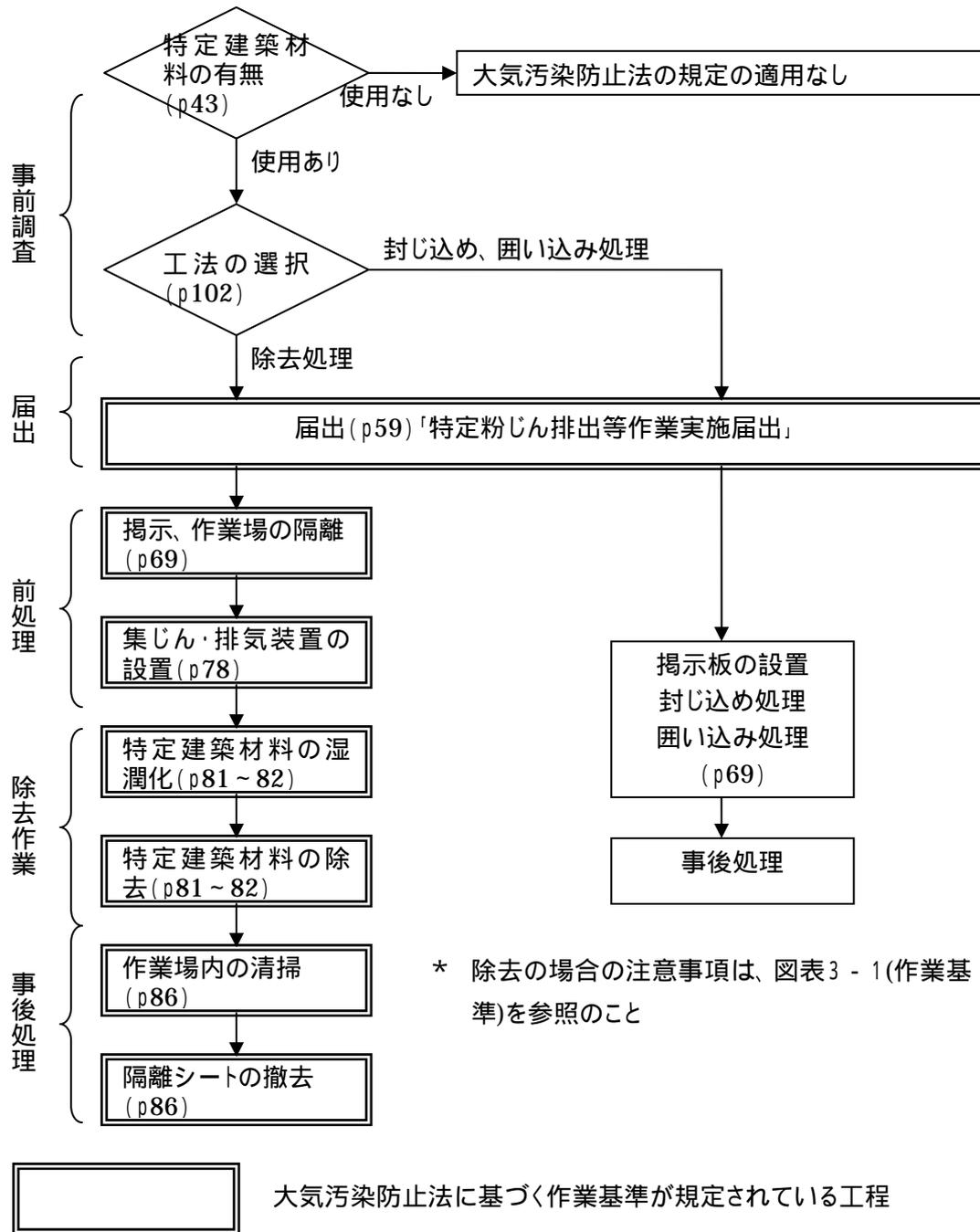


大気汚染防止法に基づく作業基準が規定されている工程

(p ) : ページの詳細説明を参照のこと。

図表 3-1 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破碎により除去等を行う場合の一般的手順(解体)

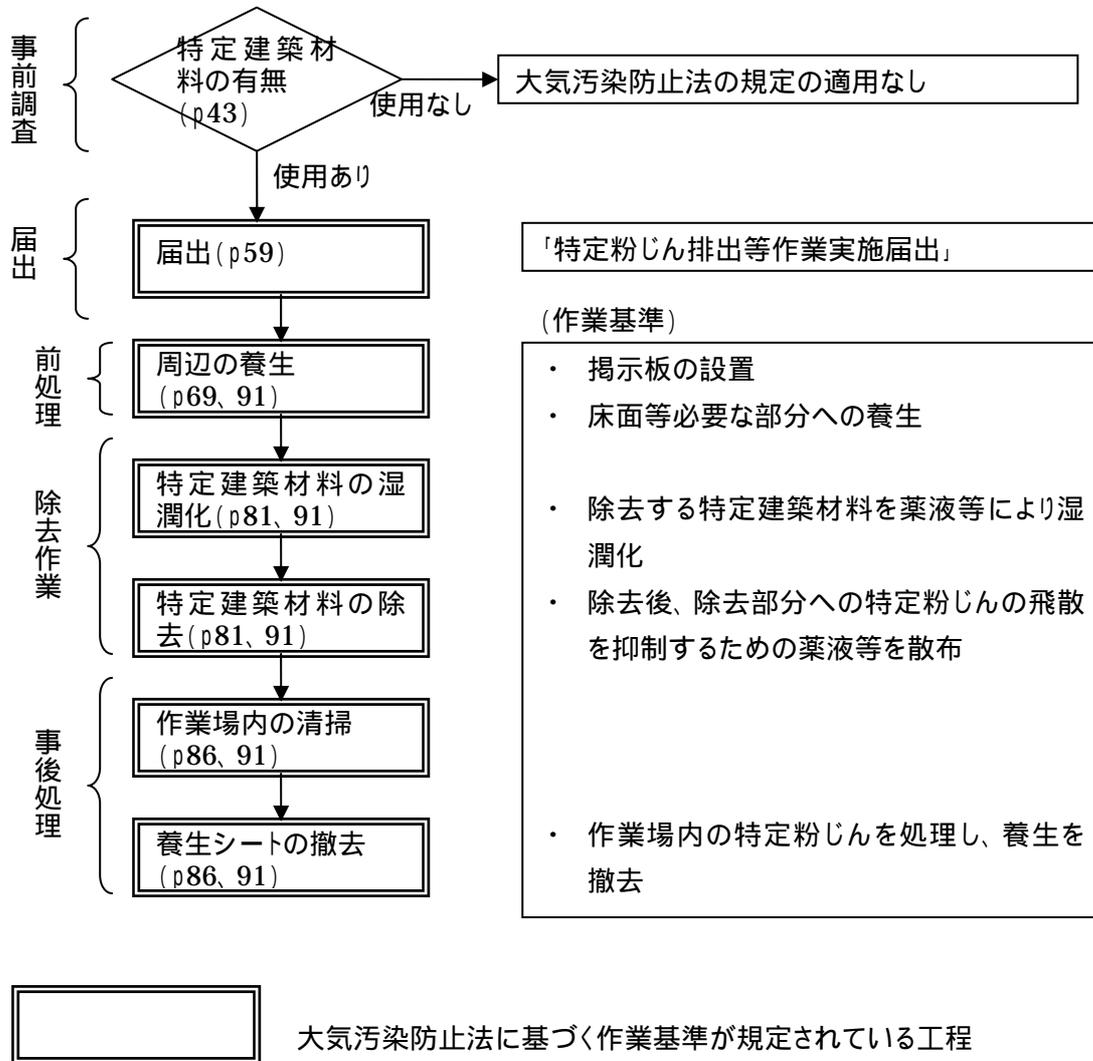
[改造・補修]



(p ) : ページの詳細説明を参照のこと。

図表 3-2 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断若しくは破碎による除去又は封じ込め・囲い込みを行う場合の一般的手順(改造・補修)

3.2 保温材等を掻き落とし、切断又は破碎を行わずに、除去等を行う場合  
〔解体・改造・補修〕



(p ) : ページの詳細説明を参照のこと。

\* 改造・補修の際の封じ込め・囲い込みもこれに準じる

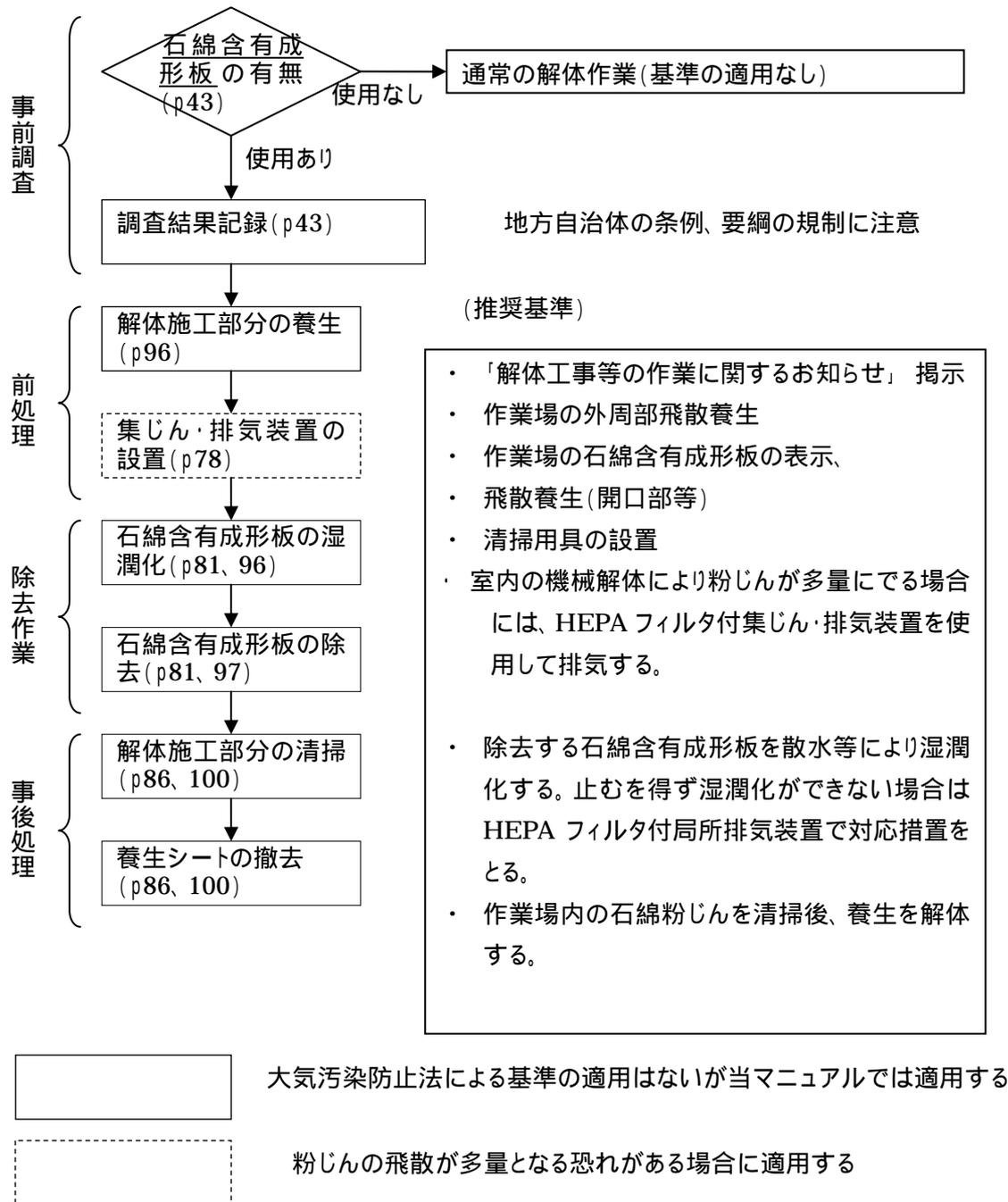
図表 3-3 保温材等を掻き落とし、切断又は破碎をせずに、除去等を行う場合の  
一般的手順(解体・改造・補修)

### 3.3 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合

特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合の一般的手順と留意事項(推奨基準)は以下のとおりである。

・石綿含有建材の除去等を行う場合は原則として手ばらしとする。

(解体工事・改造・補修)



(p ): ページの詳細説明を参照のこと。